

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	有料公園施設の利用の許可及び変更許可		
根拠例規及び条項	多治見市都市公園条例(昭和 44 年条例第 23 号)第 10 条第 1 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市都市公園条例施行規則(昭和 44 年規則第 31 号)第 4 条、第 6 条	
	基 準	多治見市都市公園条例施行規則第 4 条(利用許可)、第 6 条(変更許可)による申請が適正になされること	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1 日	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日
備 考			